

平成 17 年 10 月 28 日

農 林 水 産 省

「食品安全に関するリスク管理支援チーム」の設置について

1. 設置目的

- (1) 食品安全行政にリスク分析^{注1)}が導入され、科学に基づいた行政の推進が課題となっています。また、世界貿易機関の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」では、国内におけるリスク管理措置が科学的原則及び国際基準に基づいていることを求められています。
- (2) このため、科学に基づいた食品安全行政を、一貫した考え方で透明性を確保しながら行うため、食品の安全性に関するリスク管理の標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を、8月25日付けで作成・公表したところです。
- (3) この度、この標準手順書に基づく食品安全に関するリスク管理を実施するための体制を強化するため、消費・安全局に「食品安全に関するリスク管理支援チーム」を設置することとしました。

2. 構成員

消費・安全政策課長(主査)

消費・安全政策課担当官

農産安全管理課担当官

畜水産安全管理課担当官

3. 検討事項

- (1) リスク分析の考え方に基づく食品安全行政の定着
- (2) リスク管理の初期作業^{注2)}の前半部分の実施
- (3) リスク管理の担当課が行うリスク管理の初期作業の後半部分とリスク管理措置の策定、実施及び再検討に関する指導・支援
- (4) モニタリング・サーベイランスに関する計画の策定

4. 発足日

平成17年11月1日

注1) 食品中に含まれる危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを最小限にするための枠組みをいう。

リスク分析は、リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素から成る。

注2) リスク管理の初期作業とは、①国内外の安全情報の収集・解析による問題の特定、②リスクプロファイル（食品の安全性に関する問題及びその内容の説明）の作成、③リスク評価と管理を行う必要のある危害要因の優先度の決定、④リスク評価方針の策定、⑤リスク評価の依頼及び⑥リスク評価結果の検討を含む。

なお、本文では、①～③をリスク管理の初期作業の前半部分、④～⑥をリスク管理の初期作業の後半部分と整理している。

【問い合わせ先】

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課

担当：古畑（内線：3072）

代表：(03)3502-8111

直通：(03)3502-5722